

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和45年9月から義母と同居しており、夫と自営業を営んで経済的にも安定していた。

申立期間当時の国民年金保険料は、夫が私と義母の分を含めて一緒に納付しており、夫が納付済みとなっているのに私と義母の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和44年6月30日に払い出されており、申立人が20歳に到達した42年12月にさかのぼって被保険者資格を取得して以降の国民年金加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、夫が申立人及び夫の母親の国民年金保険料を併せて納付していたと申し立てており、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みである上、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和61年4月から63年11月までの期間において、夫婦の国民年金保険料は、61年9月を除き、同一日に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されることを勘案すると、申立人の夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和45年9月から長男夫婦と同居し、長男夫婦は自営業を営んでいて経済的にも安定していた。

私の国民年金保険料は、昭和37年1月から納付しており、申立期間については、長男夫婦が私の保険料も併せて納付しており、長男が納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和37年1月から60歳に到達した57年1月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、長男夫婦と同居し、長男夫婦が長男夫婦の分と併せ申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てており、申立人の長男は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとされている上、社会保険庁の記録によれば、申立人の長男及びその妻の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和61年4月から63年11月までの保険料は、61年9月を除き、同一日に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認されることを勘案すると、申立人と同居していた申立人の長男が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 46 年 9 月まで

私は、昭和 39 年に A 市で結婚し、何回か引っ越した後、B 市に転入した 47 年 6 月ごろに夫の母親からの勧めもあり、夫と一緒に未納であった国民年金保険料をさかのぼって納付したとの記憶がある。

国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和 47 年 6 月ごろに、未納であった夫の国民年金保険料と併せて、申立人が自身も未納であった申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする時期は、第 1 回目の国民年金保険料の特例納付が実施されていた時期であり、社会保険庁の記録から、申立人の夫は、昭和 47 年 6 月に、36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

また、申立人とその夫は、申立人の夫の母親から、国民年金保険料の特例納付が実施されていることを聞き、国民年金保険料の納付を勧められた上、特例納付のために、母親が受給していた遺族年金の中から保険料を捻出してくれたとしているとともに、申立人が夫と共に国民年金保険料を特例納付したとする時期は申立人の子供が生まれたころであると具体的に供述しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の大半である昭和 42 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を第 2 回目の特例納付の実施時期に特例納付するとともに過年度納付により未納期間を解消していることに加え、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に

行って未納期間を生じさせていないことから見て、申立人の夫の年金制度への理解は深く、保険料の納付意識も高かったことがうかがえることから、申立人の夫がその妻の申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとするのは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 10 月から 49 年 3 月まで  
③ 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私はA市に住んでいた昭和 36 年に国民年金に加入し、申立期間①のころは、当時同居していた私と母親との二人分の国民年金保険料を私が工面してA市役所B支所で納付していた。納付していた国民年金保険料は、途中で月額が変わった記憶がある。

また、申立期間②及び③のころは、C市D区E及び同区Fに母親と同居しており、私が工面した私と母親の二人分の国民年金保険料を、母親が集金人に支払っていたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C市D区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳により、申立人は、申立期間③を除く昭和 49 年 4 月から 63 年 6 月までの強制加入被保険者期間について、国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間③のみが未納とされているのは不自然であるとともに、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間③は納付済みとされていたものが、平成 20 年 12 月 25 日に至り未納の記録に訂正されており、申立期間当時、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 5 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、

申立期間①の大部分（昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間については、過年度納付以外の方法では納付することができない期間であることから、A 市役所 B 支所で国民年金保険料を現年度納付していたとする申立内容は不自然であることに加え、申立期間①については、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親の国民年金保険料も未納とされていることが確認できる。

また、申立期間②については、申立人が工面した国民年金保険料を集金人に支払っていたとする申立人の母親の国民年金保険料も未納とされている上、申立人は、申立期間②の始期である昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの期間は、G 市に居住していたとしているものの、同市において申立人の国民年金被保険者名簿は確認できない。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間①及び②に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人及び申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月  
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 9 月まで  
④ 昭和 61 年 11 月から 62 年 8 月まで

私は 20 歳の時に勤務先で国民年金に加入し、仕事のため何回か居所は変わったが、母に頼んで、A 銀行 B 支店で開設していた預金口座からの口座振替により、私が住所を置いていた C 町（現在は、C 市。）に申立期間の国民年金保険料を納付していた。

母が私の預金口座に入金するのに、実家から銀行の支店がある B までは少し遠かったので、昭和 58 年 3 月ごろに口座振替を停止したが、その後も、母が、毎月、郵便局で私の国民年金保険料を支払っていたはずである。私は、母が私の国民年金保険料を納付したものと信じており、未納期間があることに納得できない。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 10 月に払い出されており、申立人が 20 歳に到達した 43 年 1 月から申立人が口座振替を停止したとする 58 年 3 月までの期間において、56 年 2 月から申立人が C 町に住所を定めていることが確認できるとともに、当該国民年金加入期間について、申立期間①を除き、国民年金保険料はすべて納付されていることから見て、申立期間①についてのみ、保険料を納付しなかったとするのは不自然であり、当該期間の国民年金保険料については、申立人の銀行口座の預金残高不足により振替不能と

なったものの、C町が発行した保険料納付書により納付したと考えるのが自然である。

一方、社会保険庁の特殊台帳により、申立期間②直後の昭和 59 年 4 月から申立期間③直前である 60 年 3 月までの期間は、国民年金保険料の免除の承認を受けていた期間であったものの、61 年 10 月に当該期間の国民年金保険料が追納されていることが確認でき、当該期間が免除期間であったことを前提とすると、申立期間②及び③が未納期間であったとしても不自然ではなく、申立期間②及び③の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、C市が保管する国民年金被保険者名簿索引票により、申立人は申立期間④の始期である昭和 61 年 11 月にD市に転出し、同年 12 月にC町に再転入しているものの、職権で再転入日が記載されていることが確認できることから、申立人はC町に再転入した際に国民年金の住所異動手続を行っていなかったものと推認でき、申立人の母親は、申立期間④に係る申立人の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間②、③及び④に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が申立期間②、③及び④に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間②、③及び④に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 48 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私は 19 歳で結婚したが、夫は養子だったので、私と夫の申立期間①の国民年金保険料は私の親が納付してくれていた。現在、夫は満額の国民年金を受給しているのに、私は申立期間①の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

申立期間②についても、当時、私の親が保険料を納付してくれており、私と夫の国民年金手帳のいずれもこの期間の検認印が押されていないのに、夫は納付済みとされ、私は未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の検認印により、申立期間②直前の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る申立人とその夫の国民年金保険料の納付日は同一日であることが確認できることから、申立人の両親が申立期間②に係る申立人の国民年金保険料をその夫の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立内容に不自然さは無い。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分（昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間①のうち、46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間については過年度納付以外の方法では納付することができない期間であることから、申立人の両親が現年度保

険料のみを集金できる集金人に当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①に係る国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の両親が申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 5 月に結婚し、A 市から B 市に転居する直前の同年 4 月 23 日に住所異動の手続に行った A 市役所で「国民年金保険料納付状況等証明」を受け取った。私の年金手帳にピンで留めているその「証明」には、20 歳以降から転居するまでの全期間の国民年金保険料を納めていることが記載されている。平成 19 年に国民年金の受給手続のために社会保険事務所に行って初めて申立期間が免除期間となっていることを聞かされた。申立期間当時は仕事をしていたので、父親に国民年金保険料を預けて集金に来ていた隣組長さんに渡してもらっていたし、A 市役所で渡された「証明」が手元にあるのに、申立期間が免除期間とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 48 年 4 月 23 日付けの「国民年金保険料納付状況等証明」において、申立期間に係る申立人の国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できるとともに、当該国民年金保険料納付状況等証明は A 市役所が真正に作成したものと認められる。

また、申立人が A 市から転入した B 市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間は納付済期間とされていたものが、後に免除期間に訂正されていることが確認でき、行政側の保険料納付記録の管理に瑕疵<sup>かし</sup>があったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間及び免除期間が無く、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみが免除期間となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月及び同年 11 月

私が学校を卒業した以降は家業に従事しており、父親から国民年金への加入を勧められたので、父親に国民年金加入手続をしてもらい、結婚後は国民年金保険料をずっと支払っていた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は、私が A 市役所で同市への転入届と併せて国民年金の住所異動手続を行った後に、妻が納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 1 月に払い出されており、申立人は、さかのぼって国民年金保険料の納付を始めた 48 年 4 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金加入期間において、申立期間を含む 4 回の市区町村を異なる転居に際しても、未納期間を生じさせることなく保険料を納付していることから見て、申立人の年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間については、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳並びに戸籍の附票により、申立人は A 市に転入届を行った昭和 52 年 10 月 21 日に、併せて国民年金の住所異動届を行っていることが確認できることから、届出を行ったにもかかわらず、届出当月及びその翌月である申立期間のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 11 月に払出されており、さかのぼって国民年金保険料の納付を始めた同年 4 月以降の国民年金加入期間について、

申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月  
② 平成3年4月

私は、平成2年6月末の満59歳で会社を定年退職したが、退職事前説明会で60歳までの間は国民年金に加入するように説明を受けた。

妻と一緒にA市B区役所で国民年金の加入手続をした時に、国民年金保険料は2年間さかのぼって納付できるとの説明を受けた。

国民年金保険料は納付書に現金を添えて、妻がC郵便局の窓口で納めた。

提出した家計簿の写しに記載があるように、妻が自身の未納保険料と私の平成2年8月の保険料とを同年8月31日に同時に納めており、その後の5年4月28日にも妻自身の前納の保険料と私の3年4月の保険料とを同時に納めている。

妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年7月に国民年金に加入して以降60歳に到達した3年4月までの期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻も、昭和61年4月に国民年金に加入して以降60歳に到達した平成12年7月までの期間についての保険料をすべて納付している。

また、申立人から提出された家計簿の平成2年8月分の予算欄において、申立人の妻の同年7月から3年3月までの国民年金保険料に相当する金額及び申立人の2年8月分と記載された国民年金保険料相当額が記載されていること並びに同家計簿の5年4月分の予算欄に、申立人の妻の平成5年度の前納国民

年金保険料額相当額と申立人の平成3年4月分の保険料と記載された国民年金保険料相当額とが記載されていることが確認できるとともに、社会保険庁の申立人の妻に係る国民年金保険料納付記録により、2年7月から3年3月までの国民年金保険料が現年度納付、及び5年度の国民年金保険料が前納により納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間は、合わせて2か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて過年度納付によっていることが確認できることから、申立人の申立期間①及び②の保険料についても、その妻の保険料の納付と同時に納付されたものと考えるのが自然である。

加えて、社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金保険料の納付記録において、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は納付済みの記録となっているものの、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿においては、当該期間についての納付記録は無く、行政側における記録管理に不適切な点がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成2年8月及び3年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年12月まで

社会保険事務所の記録では、昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。私は確かにA市BにあったA市の支所で保険料を納めていたので、しっかりと調査し、この期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月と比較的短期間であるとともに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年2月2日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、当時、国民年金の加入手続を行っていたものと推認され、加入当初である申立期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、申立人は、申立期間について、市政だより等により将来年金がもらえると思い加入したこと、内職等を行い苦勞して納付したこと、子供を連れて歩いてA市Bにあった支所に行き国民年金手帳により納付したことなど、国民年金保険料の納付状況等を詳細かつ具体的に説明しており、申立人の記憶は鮮明であり、納付に至るまでの経緯に不自然さは見られない。

また、A市保険年金課の回答によると、当時、同市Bに国民保険事務所の支所が置かれており、随時、国民年金の被保険者資格の取得と喪失、国民年金保険料の納付が可能であったとしている上、申立人が納付したとする金額についても、申立期間の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張に矛盾は無い。

さらに、申立人の夫は、「晩に帰ってきて話をしている時に、今日は下の子

も連れて、支所に国民年金保険料を納めに行ってきたとか、よく話しは聞いていて、支所に納めに行っていたことは知っている。」と供述しており、申立人の主張と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 平成8年3月

申立期間①は、夫が私の国民年金保険料を私の代わりに管理し、町内の集金人に国民年金保険料を毎月納付していたはずだ。申立期間②も未納とされているが、平成8年3月ごろ、1か月分の保険料を自分で納めたのに未納になっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間が1か月と短期間であるとともに、当該期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付により納付済みである上、当該期間の前後を通じて申立人に転居の事実も無いなど、生活状況に大きな変化はうかがえず、当該期間の国民年金保険料のみを納付しない特別な事情は見当たらない。

一方、申立期間①については、申立人の夫が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫は既に死亡しており、当該期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、夫が町内会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、A市に照会した結果、申立人が当時居住していた同市において、集金人制度を採用したのは当該期間よりも後の昭和38年5月からであると回答している上、一緒に現年度納付していたとする申立人の夫については、夫に係る社会保険庁のオンライン記録に第3回目の特例納付を意味する記

号の「M」が認められるとともに、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）に記録されている納付金額から見て、申立人の夫は、第3回目の特例納付の実施期間である53年7月から55年6月までの間において、特例納付により申立期間を含む国民年金保険料を一括納付したものと推認され、申立内容には矛盾が認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳により、申立人の夫については、第3回目の特例納付により29か月分の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該特例納付を行った上で、特例納付を行ったと推定される時点から60歳に到達するまでの期間の保険料を納付すれば、保険料納付済期間がほぼ288か月となることから、国民年金の受給資格を取得するのに必要な期間について特例納付を行ったものと考えられる一方、申立人については、特例納付を行わずとも、国民年金の受給資格を取得することが可能であったことから、夫と一緒に特例納付を行ったとは考え難い。

このほか、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 39 年 6 月から 40 年 3 月まで  
③ 平成 14 年 12 月から 15 年 11 月まで

社会保険庁に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料を納付した事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、A市役所（現在は、B市。）の勧めで制度発足前に国民年金に加入し、昭和 35 年 11 月には年金手帳をもらい、申立期間①は自分の分と元夫の分の国民年金保険料を一緒に集金人に渡し、申立期間②はA市役所窓口で、申立期間③は納付書によりC農協かD市役所で保険料を納付していたので回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和 39 年 6 月及び同年 7 月については、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする元夫の記録は納付済みであり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことから見て、当該期間の国民年金保険料は納付されたものとするのが自然である。

2 一方、申立期間①及び②（昭和 39 年 6 月及び同年 7 月を除く。以下同じ。）については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 36 年 3 月 18 日に、当時、申立人と同居し一緒に国民年金保険料を納付していたとする元夫と連番で、国民年金手帳記号番号が払い出さ

れたことが確認できるものの、元夫の国民年金保険料は、申立人同様に当該期間は未納の記録とされている。

また、社会保険事務所が保管する国民年金未納保険料収納通知書及び領収済通知書によれば、申立人は複数回にわたり国民年金保険料を過年度納付しており、申立期間①及び②の間の期間に係る保険料納付についても昭和40年7月に12か月分を、同年8月に2か月分を過年度納付により納付していたことが確認できる上、同年7月時点においては、申立期間①は時効により過年度納付でも保険料を納付することができない期間である。

さらに、B市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄に「住所判明 40.7.9」の記載があり、住所が判明した時点から国民年金保険料の納付督促が行われた結果、過年度納付が可能な限界までさかのぼって国民年金保険料が納付されたものと考えるのが自然である。

- 3 また、申立期間③については、申立人が60歳に到達した後の期間であり、社会保険庁の記録では未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は60歳に達する前日に国民年金被保険者資格を喪失したこと、及び平成15年12月15日に任意加入により同資格を取得し、65歳に達する前日に喪失したことが確認できるものの、これ以前に申立人が国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入状況、保険料の納付金額及び納付時期等に関する申立人の当該期間当時の記憶が不明確であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間については、9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、(1)昭和49年4月から同年6月までの期間は11万円、(2)51年4月から同年7月までの期間は13万4,000円、(3)52年4月から同年6月までの期間は17万円、(4)53年4月から同年9月までの期間は18万円、(5)54年4月から同年9月までの期間は19万円、(6)55年4月から同年9月までの期間は20万円、(7)56年4月から同年9月までの期間は22万円、(8)57年4月から同年9月までの期間は24万円、(9)59年4月から同年9月までの期間は26万円、(10)61年4月から同年9月までの期間は28万円、(11)平成元年4月から同年9月までの期間は30万円、(12)2年4月から同年9月までの期間は32万円、(13)4年4月から同年9月までの期間は34万円、(14)7年4月から同年9月までの期間は38万円、(15)10年8月及び同年9月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②のうち昭和48年7月から同年9月までの期間を除き、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月1日から42年3月1日まで  
② 昭和45年10月1日から平成17年3月1日まで

私は、昭和36年10月から42年2月までA社、45年10月から平成17年2月までB社に勤務したが、事業所から支給を受けていた給与額に比べて受給している年金額が低いように思われる。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間について、社会

保険庁のオンラインデータ（被保険者記録照会回答票）によると、当該期間の標準報酬月額が5万6,000円と記録されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円と記録されており、上記オンラインデータに係る標準報酬月額と差異が見られることから、当該オンラインデータに係る標準報酬月額の記録において適切に処理されたものとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された標準報酬月額に基づく届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンラインデータ（被保険者記録照会回答票）とを照合した結果、昭和48年7月から同年9月までの期間を除き、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主からの届出に基づく金額が記録されたものと判断できる。

しかし、B社の事業主が管理する賃金台帳により確認できる年度のうち多数の月において、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁の記録における標準報酬月額とが相違していることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を算定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、当該事業主が管理する賃金台帳において確認できる保険料控除額から判断すると、1) 昭和49年4月から同年6月までの期間は11万円、2) 51年4月から同年7月までの期間は13万4,000円、3) 53年4月から同年9月までの期間は18万円、4) 54年4月から同年9月までの期間は19万円、5) 55年4月から同年9月までの期間は20万円、6) 56年4月から同年9月までの期間は22万円、7) 57年4月から同年9月までの期間は24万円、8) 59年4月から同年9月までの期間は26万円、9) 61年4月から同年9月までの期間は28万円、10) 平成元年4月から同年9月までの期間は30万円、11) 2年4月から同年9月までの期間は32万円、12) 4年4月から同年9月までの期間は34万円、13) 7年4月から同年9月までの期間は38万円、14) 10年8月及び同年9月は41万円とすることが妥当である。

また、事業主が管理する賃金台帳において確認できる報酬月額から判断すると、15) 昭和52年4月から同年6月までの期間については17万円とすることが妥当である。

さらに、上記期間を除く期間のうち昭和48年10月については、社会保険

事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えており、また、同年 11 月から 49 年 3 月までの期間、51 年 8 月から 52 年 3 月までの期間、55 年 10 月、平成 2 年 1 月から同年 3 月までの期間、5 年 10 月から 6 年 3 月までの期間、同年 11 月から 7 年 3 月までの期間及び 8 年 10 月から 10 年 3 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人に係る賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間を除き、賃金台帳から確認できる給与支給額又は保険料控除額に見合う報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と社会保険庁のオンラインデータ（被保険者記録照会回答票）とを照合した結果、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主からの届出に基づく金額が記録されたものと判断でき、当該期間の記録については、訂正の必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日を同年 4 月 1 日、資格喪失日を同年 9 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、中学校を卒業して集団就職で A 社に住込みで勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

しかし、金額は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、部屋代、食事代と同じように給料から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚の名前や仕事の内容を具体的に記憶しており、申立人が名前を挙げ、同被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚が、申立人が申立期間に勤務していた旨を供述している上、同被保険者名簿において、二重線で削除されているものの、申立人が申立てどおり昭和 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨が記録されていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げ、申立人と同じ工場勤務であった女性の同僚の一人は、中学校卒業年の 4 月に被保険者資格を取得しており、当該同僚を含む事情聴取ができた女性の同僚二人が記憶する入社日と被保険者資格取得日が合致する上、A 社の従業員数については、「全体で 20 人ぐらい。」、「工場勤

務者は 10 人ぐらい。」、「事務室には社長等を含めて 5 人ぐらい。」との供述が得られており、被保険者名簿で確認できる昭和 30 年 2 月時点及び 31 年 1 月末日時点での被保険者数は 25 人となっていることから判断すると、当該事業所は、試用期間を設けておらず、入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

さらに、前述のとおり、上記被保険者名簿には申立人が申立てどおり昭和 30 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨が記録されているが、申立人に付番されている健康保険の整理番号よりも若い番号を付番されている 3 人は、申立人が被保険者資格を取得したと主張している同年 4 月よりも後の同年 9 月中に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同年 9 月又は同年 10 月ごろに、同年 4 月以降に被保険者資格を取得した者の届出がまとめて行われていることが推認でき、他の従業員の加入状況からみて、申立人についても、同年 4 月から、少なくとも同年 8 月までの厚生年金保険料が控除されていた可能性が認められる。

一方、昭和 30 年 9 月及び同年 10 月については、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社において、同性で、かつ、申立人と同じ昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいないが、31 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した同年代の男性の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も死亡しており、被保険者名簿において申立人がいったん被保険者資格を取得した旨の記録が二重線で削除されている経緯が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 8 日から 35 年 1 月 16 日まで

昭和 32 年から 35 年まで勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みである旨回答をもらった。

しかし、当該事業所退職後に、社会保険事務所において、私の厚生年金保険加入期間が 3 年に満たないので脱退手当金は受給することができないとの説明を受けたが、請求した憶え<sup>おぼ</sup>が無い。

申立期間について、厚生年金保険の給付対象期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の A 社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後に資格喪失日があり、かつ連絡先が判明した複数の同僚に聴取した結果、その全員が「退職時に脱退手当金についての説明は無く、金銭も受領していない」と供述しており、このことから事業主による代理請求が行われたこととはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金被保険者名簿並びに社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示は無い。一方、申立人と同じ事業所の被保険者であり、かつ社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の備考欄には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」の表示があるなど、申立人に係る一連の脱退手当金支給手続の事務処理が適正になされたものとは言い難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同社に係る被保険者名簿記載の生年月日は台帳、名簿いずれも誤って記録されている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、これとは別の誤った生年月日が記載されており、脱退手当金の裁定請求があれば、いずれも訂正されると考えられるところ、訂正したことを示す記載は無い。

加えて、申立人は、同社を退職後、次の事業所に勤務するまでの期間が比較的短期間であり、その後も脱退手当金を受給していないこと、脱退手当金が支給された当時における申立人の生活状況等に関する供述内容に不自然な点は認められないことを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していなかったと判断される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和20年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から21年3月までの期間は130円、同年4月から同年10月までの期間は450円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から21年11月1日まで

社会保険事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、私が勤務していたA社の資格取得日が昭和21年11月1日とされていた。しかし、私はこの期間以前の20年4月2日から同事業所に勤務していたので、当該期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

A社の幹部候補生学校中等科入学時から、卒業後の配属先まで一緒だった幼なじみでもある同僚には、この期間についても同社における厚生年金保険の加入記録があると聞いている。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の在籍証明書、人事記録及び申立人が名前を挙げる複数の同僚から、「申立期間当時、申立人が在籍していたことを記憶している。」、「申立人が小柄であり、申立人の幼なじみであるC氏もまた小柄であったことから、二人一緒によくいたことを記憶しており、二人とも卒業後の配属先である整備工場でも一緒であった。」との供述が得られることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社の幹部候補生学校中等科における同級生であり、卒業後も当該事業所の整備工場と一緒に配属されたとされる同僚の一人（C氏）に

については、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 20 年 4 月から厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

さらに、当該事業所が保管する人事記録では、申立人と同時期である昭和 20 年 4 月に入社し、A社の幹部候補生学校中等科を経て申立人と同一の職種（整備工）に就いたとみられる申立人を含む 8 人について調査した結果、申立人を除く 7 人（先の供述を行った同僚を含む。）は、いずれも人事記録に記載された入社日から厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

加えて、当該事業所に照会した結果、同社は、「当社が保管する人事記録等から、申立人が正社員として常用的雇用関係にあったことが確認できることから、申立人の給与から申立期間における厚生年金保険料を控除し、適正に納付していたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、申立人の標準報酬月額については、A社における、申立人と同年齢で同じ業務に従事していた者に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、申立期間のうち昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月までの標準報酬月額は 130 円、同年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額は 450 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、正社員として常用的雇用関係があり、保険料の源泉控除及び保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び 28 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 2 月から同年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 5,000 円、28 年 1 月は 7,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 28 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月から 28 年 6 月まで A 社 B 出張所に運転手助手として勤務していたが、同事業所に勤務していた年下の女性が厚生年金保険に加入していた記録があるのに、私が厚生年金保険に加入していないことは考えられないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）に記録が確認できる 3 人の同僚の供述及び申立人の勤務内容に関する詳細な記憶並びに申立人が提出した同事業所勤務時に同僚と写った複数の写真から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 27 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になり、28 年 2 月 1 日に同適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、27 年 2 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が、「私が入社した時、申立人は既に働いていたと思う。」と供述し、当時の現場責任者であった者が、「申立人は、28 年 6 月に同事業所が閉山するときまで勤務していたと思う。」と供述

していることから、申立人は少なくとも27年2月1日から28年2月1日までの期間について勤務していたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の記録は確認できないものの、同被保険者名簿は、同事業所を管轄する社会保険事務所が火災にあった際に焼失されたものを修復したものであるが、健康保険の整理番号に欠番が多く見られるとともに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の記録により、当該事業所には47人前後の被保険者がいたと考えられるにもかかわらず、同被保険者名簿には8人の記録しか記載されておらず、社会保険事務所による加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

加えて、当時、給与や社会保険関係の事務を一部担当していた現場責任者は、「申立人の給与から厚生年金保険料を控除しており、他の従業員と違いは無かった。」と供述しており、当該事業所の被保険者名簿に記録が確認できる他の同僚から聴取しても、「申立人は、他の従業員と違う点は無かったので、申立人も厚生年金保険に入っていたと思う。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和27年2月1日から28年2月1日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められるとともに、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当であり、事業主は、申立人が27年2月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び28年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和27年2月から28年1月までの標準報酬月額については、当該事業所において被保険者名簿の記録がある者に係る社会保険事務所の記録から27年2月から同年9月までは6,000円、同年10月から同年12月までは5,000円、28年1月は7,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和26年4月から27年2月1日までの期間及び28年2月1日から同年6月1日までの期間については、社会保険庁の記録においてA社B出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことの記録は確認できない。

また、当時、給与や社会保険関係の事務を一部担当していた上司は、「昭和25年4月から28年6月まで厚生年金保険料を控除していた。」と供述するものの、A社B出張所は、昭和28年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法務局においても同事業所の登記は確認できず、同事業所の本社も45年11月14日に破産終結していることが法務局の登記により確認できる上、他の同僚から聴取しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用に関する有力な情報は得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実が確認できないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月27日から同年4月1日まで

昭和55年3月31日までA社B支店に勤務し、同年4月1日より同社C支店で勤務した。その間勤務が継続していたのは間違いなく、当時の事務担当者が誤った手続をしたと思う。同年3月分、同年4月分のいずれの給与からも厚生年金保険料が控除されている給与支給明細表があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書、同社が保管する社員台帳に記載されている昭和55年3月15日付けの辞令の記録、同年3月分及び同年4月分の給与支給明細表並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和55年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る給与支給明細表の厚生年金保険料の控除金額及び申立人のA社B支店における昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、同社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社B支店における申立人の資格喪失日が、昭和55年3月27日と届け出られていることが確認でき、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月15日から同年8月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和28年4月1日から勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る記録が無かった。

A社C所から同社B支店への異動時に生じた誤りであると思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社が提出した従業員名簿、健康保険組合適用台帳及び同事業所の回答等から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和30年6月15日にA社C所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年8月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の社会保険関係資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年10月1日、資格喪失日に係る記録を37年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から37年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和27年12月1日から定年退職するまで、当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人に係る「退職者カード」及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和36年10月1日にA社D出張所から同社C出張所に異動、37年4月1日に同社C出張所から同社E出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E出張所における昭和37年4月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の関係資料は保存されておらず不明であるとしているが、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主による資

格取得届及び資格喪失届など、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に申立てに係る資格得喪に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 52 年 5 月までの期間、同年 7 月から 53 年 4 月までの期間及び 56 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から 52 年 5 月まで  
② 昭和 52 年 7 月から 53 年 4 月まで  
③ 昭和 56 年 8 月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、平成 19 年 11 月 12 日に申立期間について、保険料の納付事実は確認できないとの回答をもらった。

既に 20 年以上経過しており、今となつては<sup>どこ</sup>何処でどのように納付したのか<sup>おぼ</sup>憶えていないが、きちんと国民年金保険料を納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付場所や納付金額等に関する申立人の記憶は定かでないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 5 月 21 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①、②及び③はいずれも時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 6 月から 49 年 9 月まで  
② 昭和 49 年 10 月から 61 年 3 月まで

昭和 47 年 6 月ごろに、同じ隣組の人が国民年金に加入したので、自分も A 市役所で国民年金への任意加入手続をした。国民年金保険料が未納とされている 48 年 6 月から 49 年 9 月までは、金額は憶えていないが、自分で国民年金保険料を市役所で納めていた。

記録では、昭和 49 年 10 月 25 日に国民年金の被保険者資格を喪失したため、同月から 61 年 3 月までは、未加入とされているとのことだが、資格喪失の手続を行った憶えは無く、この期間の国民年金保険料は、郵便局の貯金口座から口座振替で納付していた。

自分の名前の読みは「B」であるが、「C」と読まれることが多いため、記録が間違われていないかと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているものの、申立人の国民年金保険料納付に関する記憶は曖昧であるとともに、申立人が所持する領収書により、申立期間前の昭和 47 年 6 月から同年 9 月までの保険料は同年 8 月 31 日に D 銀行 E 支店で、及び同年 10 月から同年 12 月までの保険料は 48 年 1 月 17 日に同銀行 F 支店で現年度納付されていることが確認でき、申立期間直前の同年 1 月から同年 5 月までの保険料は、49 年 10 月 25 日に社会保険事務所で過年度納付したことが確認できるが、申立人は、申立期間①に係る領収書は所持しておらず、当該過年度納付を行った時点においては、申立期間①の保険料は未納であったと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人は、任意加入の資格喪失の手続をしたことはなく、郵便局の口座振替にて国民年金保険料を納付したと主張しているものの、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直前の昭和 48 年 1 月から同年 5 月までの保険料を過年度納付した 49 年 10 月 25 日付けで資格喪失したとの記録が確認できる上、A 市において郵便局が口座振替の取扱金融機関となったのは 63 年 4 月 1 日以降であることから判断すると、当該期間の保険料は、郵便局の口座振替では納付することはできなかつたものと考えざるを得ない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1121

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年11月まで

昭和50年12月26日に国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付のためにA市役所に出向き、未納であった国民年金保険料の10年分ぐらいを特例納付しようとしたが、市役所の窓口で、特例納付は5年分までの国民年金保険料しか納付できないと言われたことから、その分の保険料だけを納付した。

国民年金保険料を納付した時、昭和50年12月分の国民年金保険料の領収証は発行してくれたが、特例納付した5年分の国民年金保険料の領収証は発行してくれなかった。

調査の上、納付記録の訂正をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月26日に国民年金の加入手続を行い、同時に5か年分の国民年金保険料を特例納付したと申し立てているものの、申立人の夫が既に厚生年金保険の老齢年金の受給資格を満たしていたことから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であり、任意加入被保険者として資格を取得していることが申立人の所持する国民年金手帳から確認でき、申立人は国民年金に加入した時点をさかのぼって被保険者資格を取得することができなかつたため、申立期間は国民年金の未加入期間とされ、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人が所持する昭和50年12月26日付け発行の国民年金保険料納入通知書兼領収書には、同年12月分の国民年金保険料に係るもののみが記載されていることから見て、当時、A市では、申立人が国民年金の

任意加入被保険者であったことから、国民年金に加入した月の国民年金保険料のみを納付させたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見出せない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から44年9月までの期間、46年7月から同年9月までの期間及び47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から44年9月まで  
② 昭和46年7月から同年9月まで  
③ 昭和47年7月から同年12月まで

社会保険事務所において国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

交通事故の賠償金が入ったことから、未納となっている国民年金保険料を全部納めようと思い、昭和55年に社会保険事務所に電話で問い合わせを行い、未納分の保険料を用意して社会保険事務所へ出向き、約60万円の申立期間の保険料をすべて支払った。

その時、国民年金保険料の領収証に記載されている金額の確認は行わなかったが、後に確認するとその領収証には7か月分の国民年金保険料しか納付されていないことになっており、また、領収証の領収者名欄には今まで行ったことがない「A郵便局」のスタンプが押印されていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査し、記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納であった国民年金保険料を特例納付により一括して納付したと申し立てているが、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳には、「附則4条納付 36.4~36.10 (55.6)」と記載されており、申立人の所持する国民年金保険料の納付書・領収証は、国民年金保険料として昭和36年の7か月分の保険料が納付されたことを証するために発行されたものであることが明らかであり、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを

示すものではない。

また、申立人は、社会保険事務所の窓口において国民年金保険料の特例納付を行ったと申し立てているが、申立人の所持する国民年金保険料の納付書・領収証は、その領収印から郵便局において納付されたものであることが確認でき、申立人の申立内容とは相違している。

さらに、申立人は、国民年金保険料を特例納付したとする際に受領した国民年金保険料の納付書・領収証は1枚のみであると供述しており、この供述から申立期間に係る国民年金保険料の納付書・領収証は発行されていないものと推認されるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

加えて、申立人は、約60万円の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、特例納付したとする昭和55年6月の時点でさかのぼって納付することができたのは、合わせて104か月分の国民年金保険料であり、記録上、納付済みとなっている7か月分と合計しても、特例納付することができた国民年金保険料の金額は、申立内容の納付金額とは相違がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年3月までの期間及び同年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から44年3月まで  
② 昭和44年10月から46年3月まで

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、同居していた父親がA市の職員である集金人に支払っていた。父は既に亡くなっており当時の国民年金保険料の金額等の詳細は分からないが、前後の期間は納付済みなのに申立期間のみが未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和36年1月当時は実家に住所を定め、39年12月に結婚した後に住所を移したとしているものの、国民年金の住所異動手続を行っていないこと、及び申立人の住所が不明となったことから、42年12月には不在被保険者として管理されるに至り、申立人に国民年金手帳が再交付された43年7月時点において、住所が判明したことが確認でき、申立期間①のうち、国民年金手帳が再交付されるまでの期間については、申立人の父親は、A市の専任徴収員に申立人の国民年金保険料を支払うことはできなかつたと考えられる。

また、A市B区役所が保管する申立人及びその妻の被保険者名簿により、申立期間①直後の昭和44年4月から申立期間②直前の同年9月までの期間の国民年金保険料は、被保険者が常に昼間在宅しない等のため専任徴収員の収納事務に支障を来たしている場合に行う「昼間不在被保険者に対する検認措置」の対象者に配付していた納付書により納付されていることが確認できることから、申立人は、夫婦で実家の業務に従事し昼間不在であったために、国民年金

手帳の再交付を受けた後も、申立期間①のうち43年7月から44年3月までの期間についても、専任徴収員に申立人の国民年金保険料を支払うことはできなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②については、一緒に納付していたと推認される申立人の妻の保険料も未納とされている上、申立人の住民票により、申立人は、申立期間②の途中の昭和45年6月に実家に住所を移していることが確認できるものの、A市B区役所が保管する被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳によれば、申立人は、46年4月に国民年金手帳が更新されるまで国民年金に係る住所異動手続を行っていないことが確認でき、申立人の父親がA市の専任徴収員に申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無い上、申立人の保険料を納付していたとされる父親も既に死亡しており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 45 年に短大を卒業した後、家業を手伝っていたが、商売の不安定さから、両親から年金加入の大切さを強く教えられ、26 歳ごろに国民年金に加入し国民年金保険料を納め始めた。国民年金に加入したころ、広報等により「期間中にさかのぼって支払えば 20 歳からの加入になる。」ということを知り、その時に 20 歳から未納となっていた国民年金保険料を全額納めたので、20 歳から約 6 年分の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 26 歳であった昭和 50 年 12 月 5 日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、44 年 6 月から 48 年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 53 年 1 月の結婚前に特例納付したと主張していることから、申立期間に係る国民年金保険料について特例納付を行うことができる時期は、第 2 回目の特例納付の実施期間最終月である 50 年 12 月に限られるとともに、特例納付により納付可能な期間は 48 年 3 月までとされていたことから、50 年 12 月の時点では、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 9 月までの期間は、特例納付することも過年度納付することもできない期間であり、結婚前の国民年金保険料が未納とされている全期間について特例納付したとする主張は不自然である。

さらに、申立人は、特例納付を行った時期、保険料額等の納付状況についての記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで  
② 平成8年4月から9年3月まで

昭和62年4月にA市役所から国民年金保険料の免除申請の「はがき」が来たので、それに署名捺印<sup>なつ</sup>をして提出した。同市役所や社会保険事務所の職員から自宅訪問を受けた記憶は無く、その後、国民年金保険料滞納の督促も無かったので、免除済みの期間と思っていた。平成8年度についても昭和62年度と同様に国民年金保険料免除の申請手続を行った。

申立期間①及び②の前後の期間はいずれも免除期間とされているのに、申立期間①及び②だけが免除期間とされていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳、オンライン記録及びA市の電子情報記録により、申立期間①及び②以外の国民年金保険料の免除期間については、免除申請の年月日及び承認年月日が確認できるものの、当該期間は、国民年金保険料の未納期間とされており、申立人が国民年金保険料の免除承認を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①及び②当時、A市における国民年金保険料免除の申請手続は、基本的に区役所の窓口において被保険者が行うこととされており、区役所窓口での免除申請手続が困難な者に対しては、求めに応じて区役所が国民年金保険料免除申請書を郵送し、被保険者に必要事項の記載及び押印を求めることとされていたことが確認できることから、A市役所から一方的に国民年金保険料の免除申請の「はがき」が来たので、それに署名捺印<sup>なつ</sup>をし、提出したとの申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の免除承認決定通知書を受け取った記憶も無い上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料（日記等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

申立期間当時、A市内の企業に就職するためにB町に住んでいたが、昭和 55 年ごろからC市で開業することになり、子どもの終業式を終えてC市に戻った。申立期間の国民年金保険料をB町の納付書によってD信用金庫で納めた妻の領収書は残っているが、私の領収書は、妻が他の領収書と一緒に保管し、何年かに一度、領収書を整理していたので間違えて処分したのかもしれない。夫婦二人とも国民年金に加入しており、妻が二人分の国民年金保険料と一緒に納めていたので、妻の分だけしか納めていないということはあるとあり得ない。私の分の国民年金保険料もD信用金庫と一緒に納めていたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B町において、申立人の国民年金被保険者名簿は確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 3 月にC市役所で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、54 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所を退職した後、B町において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていないと考えられる。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 1 月に払い出されており、申立人の妻が所持する領収書により、申立人の妻は、B町から送付された国民年金保険料納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 56 年 3 月時点では、申立期間は、過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立人の妻が申立期間に係る申立人

の国民年金保険料をB町に所在するD信用金庫において妻自身の保険料と一緒に納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年8月までの期間及び同年11月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年2月から41年8月まで  
② 昭和41年11月から45年3月まで

私は、昭和41年12月に結婚するまでは、両親、長兄夫婦、次兄夫婦等と同居していた。申立期間の国民年金保険料は、私の分も含めて家族全員分を亡き父親が納めてくれていた。隣組で集金した国民年金保険料は、婦人会の役員が市役所に持って行っており、当時の保険料は、月額数百円ぐらいであったと長兄から聞いていた。

また、私が結婚した後についても、嫁ぎ先の亡き義父が、暫くの間、国民年金保険料を納付してくれなかったため、義父が加入<sup>しほら</sup>手続をしてくれるまでは引き続き実家の父親が私の国民年金保険料を納めてくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月に夫と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間①、及び②のうち41年11月から43年3月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間は、過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立人の父親が、過年度納付の保険料を集金できない納付組織を通じて当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人の父親は既に死亡しており、ほかに申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月までの期間及び 39 年 5 月から 46 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月まで  
② 昭和 39 年 5 月から 46 年 11 月まで

昭和 35 年ごろ、国民年金制度が創設された時期に、夫が A 町役場（当時）に行って私の国民年金の加入手続をした。その際に町役場の担当者から未納の国民年金保険料があるが納付は今度の分からで良いと言われたと夫から聞いた。夫が町役場で 2、3 回、私の国民年金保険料を納付した後は、私が毎月町役場に行って国民年金保険料を納付していたので、申立期間が国民年金に未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 12 月に払い出されており、申立人は同月に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立人はさかのぼって国民年金に加入することはできず、申立期間の国民年金保険料を納付することもできなかつたものと考えられる。

また、申立人及びその夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、同年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで  
② 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで  
③ 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、昭和 36 年 4 月に A 郡 B 町で私の国民年金の加入手続きを行い、同年 4 月から私の国民年金保険料を納付していたと言っていた。

私が C 市 D で自営業を始めた昭和 40 年又は 41 年からは、自身で国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 11 月 8 日に払い出されており、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①の大部分（昭和 36 年 4 月から 41 年 9 月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立期間①の国民年金保険料を申立人の母親及び申立人自身が現年度納付していたとする申立内容は不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳の検認記録により、申立期間②及び③を含む昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までの期間は、当初、すべて未納期間であったことが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立期間②直後の 44 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が 47 年 1 月に特例納付されているほ

か、44年7月から同年9月までの期間及び申立期間③直前の同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料が46年10月及び47年1月に過年度納付されていることが確認できるものの、申立人は申立期間②及び③に係る同領収書を所持していない。

加えて、申立人は、昭和44年4月から同年6月までの国民年金保険料を47年1月に特例納付していることが確認できるが、申立人から、特例納付をしたとの主張は無く、当該期間の国民年金保険料と一緒に、申立期間の保険料を特例納付又は過年度納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月及び同年9月、37年3月から同年5月までの期間、同年7月から38年2月までの期間並びに同年12月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年8月及び同年9月  
② 昭和37年3月から同年5月まで  
③ 昭和37年7月から38年2月まで  
④ 昭和38年12月から40年3月まで

私は、結婚間もない国民年金が発足した当時、前夫と住んでいたアパートの大家さんから国民年金のことについての話を聞き、将来のことを考えて夫と二人でA市役所に行き国民年金加入の手続をした。

国民年金保険料は、前夫と一緒にA市役所の年金係の窓口に行き、印紙を購入して手帳に貼る方法で納付し、保険料はすべて前夫が負担していたが、当時の保険料は記憶している。

A市内のアパートからB市へ転居し、その間に離婚、再婚があり、手帳等は紛失してしまったが、申立期間が未納であることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人とその前夫の国民年金手帳記号番号が昭和40年10月11日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①、②及び③は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、特例納付の実施時期とも異なる上、その後、特例納付の実施時期において一括して納付したとの主張も無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間④は、年度の納付期限を経過していることから、過年度納付によらなければ国民年金保

険料を納付することができないものの、当該期間の保険料を過年度納付したとの主張は無い上、社会保険庁が保管する納付記録によれば、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の前夫についても、申立期間④を含む昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1131

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私が嫁ぎ先の A 洋服店の店番をしていた時に、女性の集金人から 2 か年の国民年金保険料の未納期間があると言われ、その時に国民年金保険料を一括で手渡した記憶がある。

その時、集金人の女性から昭和 37 年度、38 年度と別々に書かれた薄いピンク色の 2 枚の領収書をもらった。

国民年金への加入は、昭和 41 年 6 月に B 市役所で手続をしたことを記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月に払い出されたことが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできなかつたものと考えられるとともに、当該国民年金手帳記号番号の払出時点は、特例納付が実施されていた時期ではない上、その後、特例納付の実施時期において、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことがうかがえる事情も見当たらず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見受けられない。

また、申立人が提出した国民年金保険料現金領収証書及び社会保険事務所が保管する同領収証書控により、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和 41 年 11 月に、申立期間直後の 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人がこの時点において、国民年金への加入手続を行うとともに、過年度納付できる限度までさかのぼって国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を一括納付したとする昭和 37 年度及び 38 年度の 2 枚の領収書の色が薄いピンク色であったと供述しているものの、社会保険事務所への照会結果では、領収書の色は現在過去を通じて白い紙以外の用紙を使用したことは無いとしており、申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1132

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 49 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 49 年 2 月まで

私の父親は、当時、建築関係の仕事をしていたが、母親が昭和 43 年に死亡した後の家庭のことは、すべて父親がするようになった。

父親は、実直で納めなくてならないものは必ず納める性格であり、私が就職した昭和 49 年ごろに、父親から「今までは、お前の年金は、私が代わりに納めてきたが、今後は、自分の年金は自分で納めるように。」と言われた。

なお、父親からは年金手帳を受け取った記憶は無い。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も、既に死亡していることから、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月ごろに払い出さていることが確認できるとともに、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から47年12月まで

私は、昭和50年にA市B区C（現在は、A市D区C。）に転居したが、転居して間もない昭和51年ごろ、当時のA市B区役所から国民年金保険料に関する案内書と10年分ぐらいの期間に係る金額の納付書が届いた。将来受け取る年金を増やすチャンスだと思い、当時のE銀行F支店で、間違いなく一括納付した記憶がある。納付書は夫の分も一緒に届いたと記憶しており、夫もそのことを記憶しているが、夫が納付したかどうかまでは分らない。

しかしながら、私が60歳になるときに社会保険庁から届いた「国民年金のお知らせ」で、その時に納付した期間の記録が未納とされていることが判明し、驚いた。

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いが、私の知人も、私が保険料をまとめて納付したと話していたことを記憶しており、一括して納付したことは間違いなく、資料が無いという理由だけで未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「当時のA市B区役所から国民年金保険料に関する案内書と10年分ぐらいの期間に係る金額の納付書が届いた。」と主張しているが、申立人に社会保険事務所又は市の窓口において特例納付の申込みを行った記憶は無く、また、特例納付の納付書は社会保険事務所において発行されるものであり、A市に照会しても、申立期間当時、A市B区役所が特例納付の納付書を被保険者に一方的に送付していた事実を確認することができない。

また、申立人が一括納付したとする金額は、第2回特例納付において申立

期間を特例納付するのに必要な保険料額とおおむね一致するものの、申立人は一括納付した時期を、「A市B区Cに転居して間もない昭和 51 年ごろ」と記憶しており、A市D区役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳により、申立人の住所変更手続が行われたのは昭和 50 年 7 月 28 日であることが確認できるものの、納付した日付が第 2 回特例納付期間中であったかどうかは不明である。

さらに、申立人が主張する昭和 51 年ごろは、既に時効により申立期間に係る保険料を過年度納付することができない期間であった上、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は 48 年 1 月 19 日であることが確認できるが、この時点においても、申立期間の大部分（昭和 36 年 11 月から 45 年 9 月までの期間）は、既に時効により保険料を過年度納付することができない期間である。

加えて、申立人は、昭和 51 年ごろ一括納付したとしているが、その時期に近接する同年 10 月に、申立人は、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できるものの、申立人には、当該納付に関する記憶は無いとしており、51 年当時の保険料納付に関する申立人の記憶は明確でないことがうかがわれる上、当時、申立人の夫にも過去の未納分に係る納付書が送付されたと申し立てているものの、申立人の夫から聴取しても、納付書が届いた記憶があるというほかには、申立内容をうかがわせる供述は得られず、加えて、申立人の知人からは、「今から 15、6 年前に申立人から国民年金保険料を 10 年分ぐらいまとめて支払ったと聞いた記憶がある。」との供述は得られるものの、その納付時期、納付金額等に関する具体的な供述は無く、申立人の主張する特例納付による保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。当時、私は、兄夫婦が経営する工場で働き、兄夫婦の自宅に同居していた。国民年金の保険料については、兄嫁が私に代わり納付していたことを聞いていたので、社会保険事務所の回答には納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の兄嫁が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の兄嫁が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の兄嫁は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 6 月 5 日に払い出されており、同年 4 月から国民年金保険料が納付され始めていることが確認できるものの、申立期間については、過年度納付によらない限り保険料を納付することはできないが、過年度納付を行ったことをうかがわせる記録は、社会保険事務所及び当時居住していた町役場において確認することはできず、申立期間に係る申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から54年3月までの期間及び55年2月から56年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から54年3月まで  
② 昭和55年2月から56年6月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、保険料を納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

ねんきん特別便によれば26歳から国民年金に加入となっているが、A市に居住していた21歳か22歳の時に自分で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料は自分がA市役所窓口で納付したので回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、母親に勧められ21歳か22歳の時にA市で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料はA市役所窓口で納付したとする以外には、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法等に関する記憶が全く無いとしていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和55年3月5日であることが確認でき、この時点では、申立期間①の大半は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿には、昭和55年1月2日の時点から強制加入対象者として被保険者資格を新規に取得したとの記載が確認でき、未加入とされたことから、当該期間に係る保険料も納

付することができなかつたものと考えられるとともに、戸籍附票によれば、申立人がA市に住所を定めたのは同年1月であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料をA市役所窓口で納付したとする主張は不自然である。

加えて、申立期間②については、B郡C村が管理する戸籍の附票により、申立人は、昭和55年1月にA市、同年6月にD市、56年4月にE市に住所を定めていることが確認でき、三つの市のいずれもが申立人の当該期間に係る国民年金保険料の納付記録を漏らしたとは考え難い上、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳から、申立人は、58年10月に、その時点でさかのぼり得る限界である56年7月から57年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付したことが確認でき、その時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付することができない期間であるため、未納のままとされたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 51 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料が未納であるとの回答をもらったが、納得できない。申立期間の国民年金保険料については、母親が家族の分を女性の集金人に納付していたと聞いている。母親が昭和 59 年に亡くなって以降は、自分で保険料を納付するようになった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 9 月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部（昭和 38 年 5 月から 49 年 6 月までの期間）は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「母親は、女性の集金人に家族の分の保険料をまとめて納付していた。」と主張しているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている兄は、申立期間と重なる一部については過年度納付していることが確認できるものの、申立期間のほとんどの期間は未納とされており、申立人の主張と合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1137

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 1 月まで

申立期間の保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。昭和 63 年 12 月に A 研究所を退職し、同月から仲間 5 人で独立して仕事を始めたが、この時から国民年金に戻り、B 銀行 C 支店で毎月国民年金保険料を納付していたので、社会保険事務所の回答には納付できない。なお、A 研究所を退職して以降は、D 税理士事務所に所得税の関係で確定申告書の作成を依頼していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立期間直後の平成 3 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の主張には矛盾がある。

また、E 市 F 区役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人が平成 5 年 2 月に昭和 63 年 12 月 25 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとの記録が確認でき、この時点において、申立期間の大部分は時効で納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間について、税理士事務所に確定申告書の作成を依頼していたと主張していることから、当該税理士事務所に対し、確認調査を行った結果、申立人に係る確定申告書には国民健康保険料については記載されていたものの、国民年金保険料については記載されておらず、納付していたことをうかがわせる事跡は確認できない。

加えて、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等に関する記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 44 年 1 月

厚生年金保険料を控除されていた等の事実を確認できる資料は無いが、当時 A 公社の B 事業所勤務から C 事業所に移った際に、近くの関連工場での仕事に従事したりしたことはあるが、A 公社での勤務は継続しており、また、A 公社という公の機関が同一人の勤務を途中で切って再雇用するといったことをするはずがないと思うので、当該期間について継続して厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する A 公社 B 局及び同 C 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、B 局における資格取得日が昭和 40 年 3 月 6 日、資格喪失日が同年 4 月 20 日、C 局における資格取得日が同年 9 月 16 日、資格喪失日が 44 年 1 月 1 日及び同局における資格の再取得日が同年 2 月 3 日、資格の再喪失日が同年 10 月 1 日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、公共職業安定所の雇用保険の加入記録においても、厚生年金保険の被保険者記録と同様の記録となっており、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

また、A 公社の業務を継承した D 機構は、「申立人は、アルバイトとしての臨時雇用員であったものと推定される。当時の A 公社では、これらの臨時雇用員には職員に適用された共済組合員資格が付与されておらず、厚生年金保険に加入することになるものの、厚生年金保険への加入は、各現場事業所の裁量に委ねられていた。また、後に正職員又は準職員となった者以外の臨時雇用員

に係る資料等は一切承継されていない。」と回答しており、申立人に係る人事記録、給与簿等の記録は得られず、申立人の同僚の名前についての記憶は、名字のみであるため特定することができず、同僚の供述も得られないことから当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立事業所に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

加えて、事業所が継続して勤務している者の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の喪失及び取得に係る届出を社会保険事務所及び公共職業安定所の二つの行政機関に誤って提出することは考え難く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 21 日から 39 年 5 月 1 日まで  
社会保険事務所の記録では、申立期間の脱退手当金を受給しているため、年金額に計算されないとの説明を受けたが、脱退手当金を受給した記憶が無い。  
申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の額は、記載された標準報酬月額を基に計算され、当該支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 7 月 27 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さは認められない。

また、申立期間に係る事業所に照会した結果、事業所による脱退手当金の代理請求の有無については分からないとしているものの、申立期間当時、総務部長が脱退手当金制度についての説明を行っていたとの供述が得られるとともに、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した時期の前後およそ 2 年間の間に退職した申立人を含む 13 人について、脱退手当金の支給の有無を確認した結果、支給記録が確認できる 6 人（申立人を含む。）のうち 5 人が資格喪失日から約 3 か月から 5 か月後に支給決定されており、同事業所による代理請求の可能性が認められる。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定当時、国民年金に任意加入しておらず、将来の年金についての意識は必ずしも高くなかったものと考えられ、加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から27年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社B支店で勤務していた昭和25年5月1日から27年1月までの期間が加入期間となっていないことが分かった。

昭和27年1月31日にA社が閉鎖になり、C社に変わった。その時、同社で残務整理をしていた4か月間が厚生年金保険の被保険者期間となっているので、A社で勤務していた期間も厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の本社及び支店の所在地並びに別の支店に勤務していた同僚一人の名前を記憶し、当該同僚が同社当該支店で勤務していたことを供述している上、昭和25年5月から勤め始めたという申立人の記憶は、同社の登記の記録と合致することなどから判断すると、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無く、「昭和25年7月19日被保険者検認」、「26.8.1基礎届認定」との記載が確認できることから判断すると、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が名前を挙げたA社B支店の同僚6人のうち、上記被保険者名簿において名前が確認できた者は支店長代理であったという者一人の姓のみで、そのほかの5人については、申立人と同様に名前を確認することができな

いことから、当該事業所は、従業員全員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、被保険者名簿から申立期間当時に他の支店に在籍していたことが確認できる同僚からも、厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月1日から24年8月1日まで

昭和23年10月1日から結婚により退職する24年8月1日までの期間はA社B鉱業所に勤めていたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における仕事内容、同僚の名前や事務室内の席次を具体的に供述しており、申立人が名前を挙げた同僚10人（申立人の夫を含む。）にはA社B鉱業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚の一人が、申立人が在籍していたことを供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたものと推認される。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B鉱業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社B鉱業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、承継会社であるC社に確認しても、当時の資料は保管されておらず、当時の事情は分からないとの回答しか得られず、当時の人事記録等による勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A社B鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた同僚から聴取しても、申立人に係る厚生年金保険の適用に関する供述は得られず、申立人が名前を挙げた同僚の一人が申立人の前任者であったとする二人についても、申立期間において同事業所における厚生年金保険の被

保険者記録を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月1日から40年5月21日まで  
② 昭和40年9月21日から41年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた昭和35年12月から41年2月までの期間について脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。会社からは脱退手当金の話も無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金の支給対象期間の最終事業所であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、上記被保険者名簿において、他に「脱」の表示がある者が二人確認できるが、両人についても、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所における脱退手当金の支給記録が確認できる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、上記最終事業所における被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年4月11日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人に、通算年金制度発足前の「C社」における厚生年金保険被保険者期間、及び通算年金制度発足後であり申立期間後の共済組合員期間に係る脱退手当金が支給されていたものと認められるが、これらの期間に係る脱退手当金の受給についての申立人の記憶は明確ではなく、このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月12日から21年4月1日まで  
② 昭和28年10月10日から29年2月7日まで

私は、昭和20年8月12日にA市Bにおいて、C社のD丸に乗船し、終戦時の同年8月15日に出港の予定で、終戦後もそのまま同船に乗船していた。しかし、社会保険事務所に照会した結果では、船員保険の記録は21年4月1日からしか確認できないとの回答であり、納得できない。

また、昭和28年10月10日から29年2月7日までは、E社F炭鉱で働いていたが、この期間についても厚生年金保険の記録が確認できないとの回答であり納得ができない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のC社への入社の際、乗船していた船の名称、社名の変遷などについての記憶は鮮明である上、昭和21年4月1日から25年9月5日までの期間において同社での船員保険加入記録は確認できることから判断すると、申立人が申立期間①についてもC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務局が保管するC社の船員保険被保険者名簿によると、申立人が同社所有のD丸に乗船したとする昭和20年8月12日に船員保険被保険者資格を取得した被保険者が見当たらず、同名簿には「昭和21年7月1日新規適用」と記載があり、申立人を含めて、申立人が名前を記憶している船長を含めたほとんどの被保険者が申立人と同じ昭和21年4月1日にさかのぼって資格を取得しており、同日以前に資格を取得した

者は認められず、社会保険庁が保管する船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人のC社における船員保険加入履歴は、現在、社会保険庁が保管するオンライン記録の厚生年金保険加入記録と一致する記録が記載されていることが確認できる。

また、国の所管省の担当課への調査においても、申立人の船員手帳の新規取得日が、昭和20年8月12日であることの確認ができない上、C社は既に廃業しており、当時の同僚の供述も得られないことから、当時の船員保険の適用状況は不明であり、人事記録等による勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人のE社F炭鉱の当時の社長及び同僚の氏名、給与金額、勤務時間などについての記憶が鮮明であることから、当該期間においてE社F炭鉱に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するE社F炭鉱の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、申立人が同社に入社したとする昭和28年10月10日に被保険者資格を取得した被保険者は認められず、申立人が名前を挙げた同僚についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、事業主は申立人及び同僚についての厚生年金保険被保険者資格取得手続を行わなかったと推認できるとともに、E社は既に廃業している上、当時の同僚の供述も得られず、当時の厚生年金保険の適用状況は不明であり、人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月8日から同年12月まで

厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、昭和21年5月8日から同年12月まで勤務したA社（現在は、B社に商号変更。）の加入期間が確認できなかった。

当時の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等はないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社C支店に勤務したとしているものの、同事業所への照会結果において、申立人に係る人事記録等の勤務実態が確認できる関係資料は存在しておらず、申立人が申立事業所に勤務していたか否かについては不明である。

また、社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和21年5月8日から同年7月8日までの期間については、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者として記録されていることが確認でき、申立人が申立期間において申立事業所に勤務したとの主張と一致しない。

加えて、A社より商号変更したB社に照会した結果、「申立人に係る人事記録及び厚生年金保険加入についての関連資料は保存していない。」と回答し

ていることに加え、申立人の申立期間当時における勤務期間や保険料控除についての記憶は不明確であり、当時の状況について同僚からの供述も得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除事実について確認することができない。

このほか、申立に係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年から36年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が名前を挙げたA社における同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、昭和38年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同事業所が適用事業所となった昭和38年3月1日となっていることが確認できるが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であることから照会ができない上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人のほか、当時、勤務していた二人の同僚の名前を記憶しているが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。私自身は、昭和29年から勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は38年3月1日からとなっており、これは、当時、A社の経営状態が苦しかったことによるのではないか。」と供述してお

り、当該同僚が名前を挙げた当時の同僚二人についても、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同事業所が適用事業所となった昭和 38 年 3 月 1 日となっていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 847

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年10月1日まで  
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社について、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人に対する脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日を確認することができ、社会保険庁の記録と一致する上、申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人に対する脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。